KEMPOSご担当 殿

株式会社 ネットワークス 〒561-0893 豊中市宝山町 23-31 TEL06 (6844) 1069 FAX06 (6844) 2754 〒102-0083 千代田区麹町 4-1-4 TEL03 (3556) 2921 FAX03 (3556) 2923

平成29年9月バージョンアップのご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引立てに預かりありがとうございます。 さて、KEMPOSに関し、以下の点につきバージョンアップを行いますのでご案内申し上げます。 バージョンアップ内容の詳細につきましては、弊社ホームページにアップしてあります。

NTTPCコミュニケーションズのクラウドサービス(WebARENA)を利用してクラウド上にインターネットで利用できる「公報データベース」「整理標準化データデータベース」を用意し、2004年以降の公報及び整理標準化データを収録しました。大容量のPDF公報については、弊社内にサーバーを用意しました。

それに伴い、各種のサービスを追加しました。今回は「公報 PDF ダイレクト表示」「引用文献ダウンロード」「整理標準化データによる審査請求期限検索補助システム」の機能を追加しました。

「公報 PDF ダイレクト表示」機能は、従来 J-PlatPat 経由で表示していた公報 PDF を弊社サーバーから ダイレクトに表示できるようにしたものです。従来の J-PlatPat 経由で表示する機能はそのまま継承して、 新たに「公開公報」(公表・再公表を含む)、「登録公報」のボタンを追加して、図形認証なしにダイレクト に表示することができるようにしました。ダウンロードも可能です。

「引用文献ダウンロード」は公報番号を指定して(複数可)、公報データベースを検索し、ヒットした案件の公報 PDF を一括してダウンロードするものです。拒絶理由通知の引用文献をダウンロードする事を想定したものです。

「整理標準化データによる審査請求期限検索補助システム」は、代理人の識別番号で整理標準化データの データベースを検索し、ヒットしたものと、事務所の要管理データとを照合して審査請求期限管理を 補助する機能です。

こちらに関しては、今年の特許情報フェアの企業プレゼンで紹介させていただくと伴に、今後も、各種機能 を追加していく予定です。

その他、外国出願関係で要望のあった点を組み込んでいます。

尚、今回のリリースは Ver780となります。

敬具

目 次

(1) クラウドサービスに伴う新機能

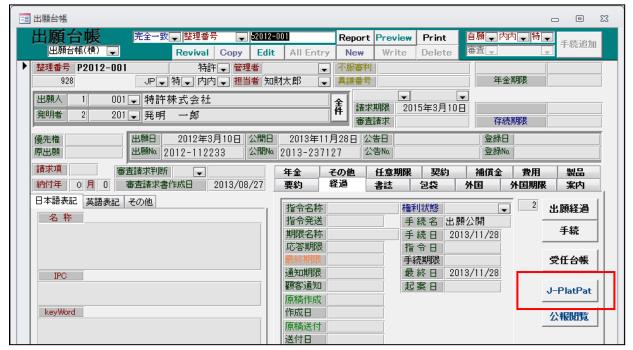
NTTPCコミュニケーションズのクラウド上に公開用の「公報データベース」及び「整理標準化データデータベース」を設けた事に伴い、追加した新たな機能

1.	出願台帳画面に「公開PDF」「登録PDF」ボタンを追加し、それぞれ公開公報(公表・再公表を含む)、 登録公報PDFをダイレクトに表示できるようにしました。	. 3
2.	出願台帳画面に「引用文献」ボタンを追加し、公報の種類と公報番号(複数件可。カンマ区切りで指定) を 入力することで一括でダウンロードできるようにしました。	
3.	整理標準化データによる審査請求期限検索補助システム	13
(2	2)外国出願関係	
4.	IDS提出画面の「問合せ要否」の値リストに「5: IDS考慮済み」を追加しました。	16
5.	IDS提出画面の並び順を「報告回数」順に変更しました。	17
6.	US特許のターミナルディスクレーマー用に関連区分「後願特許」を追加しました。	18
7.	US特許の審判請求手続を審判協議以降についても整備しました。	20
8.	マドプロ分割の手続で親の存続期限及び図形情報もコピーするようにしました。	38
9.	タイ特許に「他国審査結果受領」の手続を追加しました(期限は90日)。	40
10.	US以外でIDSの機能を使用する場合に、画面のタイトルを「他国情報提供管理」に 切り替えるようにしました。	44
11.	ターミナルディスクレーマーを提出した方も登録手続時に調整期間を入力できるようにしました。	45
12.	マドプロ経由のUS、PH商標について使用証明期限を更新できるようにしました。	46
13.	インド特許の関連出願の情報提供期限管理を行う機能を追加しました。	55
14.	インド特許のアクセプタンス期限の延長機能を追加しました。	57
15	IIS案件について、分割手続で他の分割出願のIDS情報もコピーするようにしました。	60

(1) クラウドサービスに伴う新機能

NTTPCコミュニケーションズのクラウド上に公開用の「公報データベース」及び「整理標準化データデータベース」を設けた事に伴い、追加した新たな機能

- 1. 出願台帳画面に「公開 PDF」「登録 PDF」ボタンを追加し、それぞれ公開公報(公表・再公表を含む)、登録公報 PDF をダイレクトに表示できるようにしました。
- ・「J-PlatPat」ボタンからブラウザを起動し、出願台帳の出願番号で照合して検索結果を表示する機能は従来 より設けていました。そこから公報 PDF を表示し、ダウンロードする事も可能でしたが、図形認証があり、 手間がかかっていました。それを弊社のサーバー上に収録して照会・ダウンロードできるようにしたものです。
- 1-1.「J-PlatPat」ボタンを押しますと「公報テキスト検索」で出願番号をキーとして検索します。



・J-PlatPat に接続して検索を行い、案件のページを開きます。



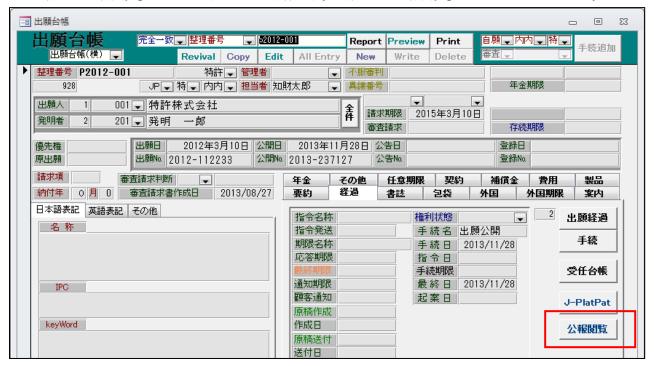
・「文献単位 PDF 表示」ボタンを押すと、下記の図形認証のボックスが表示されます。 認証番号を入力する事で PDF 公報が表示されます。



・表示したPDF公報です。



1-2. 次は「公報閲覧」ボタンを押した時の動作です。 新たに「公報閲覧」ボタンを追加しました。



・「公報閲覧」ボタンで包袋タブに切り替わり「公開 PDF」「登録 PDF」を選択できるようになります。 公開 PDF では、出願台帳の内容により「公開公報」「公表公報」「再公表特許」を判別して表示します。



・弊社サーバーに収録されている公報 PDF を閲覧する際に、それぞれ以下の項目を 出願台帳に入力していただく必要があります。

・公開公報 : 公開番号
・公表公報 : 公表番号
・再公表番号 : 国際公開番号
・特許公報 : 登録番号
・国際商標公報 : 登録番号
・国際商標公報 : 登録番号

・下図は「公開 PDF」ボタンをクリックした後の画面です。 自動でブラウザが起動し、弊社サーバーに収録されている公報 PDF が表示されます。

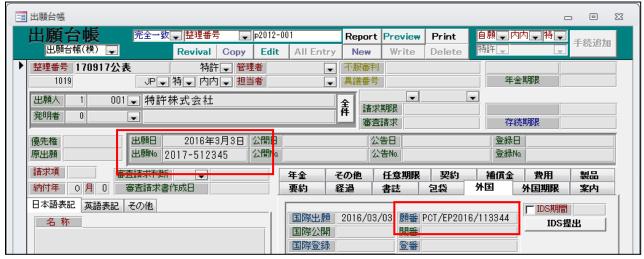


- ・公開 PDF の判別のルールは以下のとおりです。
 - ①公開公報:公開番号で検索します。○公開番号に値が入力されている事。



②公表公報:公表番号で検索します。

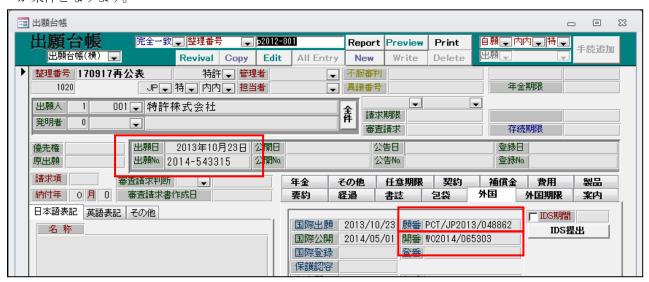
「出願番号の連番が 50 万番台」「国際出願番号に「JP」が含まれていない」「公表番号が入力されている」が条件となります。





③再公表特許:国際公開番号で検索します。

「出願番号の連番が 50 万番台」「国際出願番号に「JP」が含まれている」「国際公開番号が入力されている」が条件となります。



・登録 PDF については、は以下のとおりです。

○2004年以降の特許・実用新案については、特許庁から PDF の形で提供されています。



○上記以外(主に「意匠」「商標」)については、PDF 公報として提供されていません。 提供されている SGML ファイルとイメージファイルを元に弊社にて PDF に加工したものです。 タイトルは公報ではなく「Kempos Koho 商標登録情報」としています。

Kempos Koho T4444555

商標登録情報

【発行日】 平成13年2月13日(2001. 2. 13)

【公報種別】商標公報

【登録番号】 商標登録第4444555号(T4444555)

【登録日】 平成13年1月12日(2001. 1. 12)

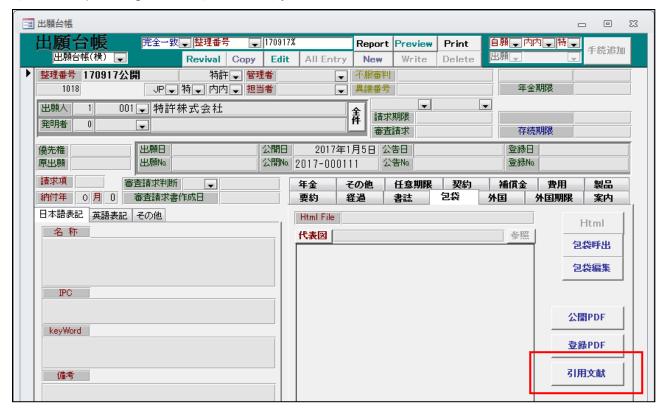
【登録商標(標準文字)】

DigiNet

【商品及び役務の区分の数】2

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 2. 出願台帳画面に「引用文献」ボタンを追加し、公報の種類と公報番号(複数件可。カンマ区切りで指定)を入力することで一括でダウンロードできるようにしました。
- ・包袋タブに「引用文献」ボタンを設けています。



• 「引用文献」ボタンを押すと以下の画面が開きます。



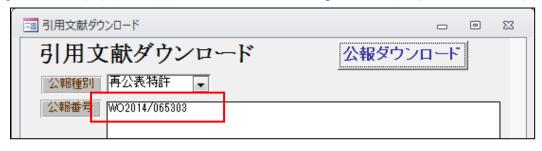
・「公報種別」と「公報番号」を入力して「公報ダウンロード」ボタンを押します。 公報番号が複数の場合はカンマ「,」で区切って入力します。



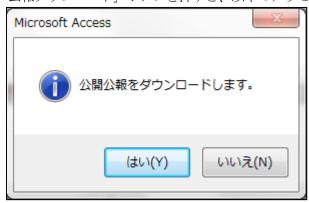
・再公表特許の番号の形式

下記のように国際公開番号の形式で指定します。

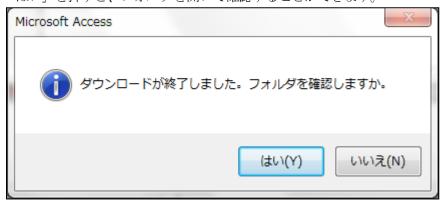
J-PlatPat の番号指定の場合は再公表は「2014-065303」の形式ですが、ここでは形式が異なります。



・「公報ダウンロード」ボタンを押すと、以下のメッセージが表示されます。「はい」を押します。



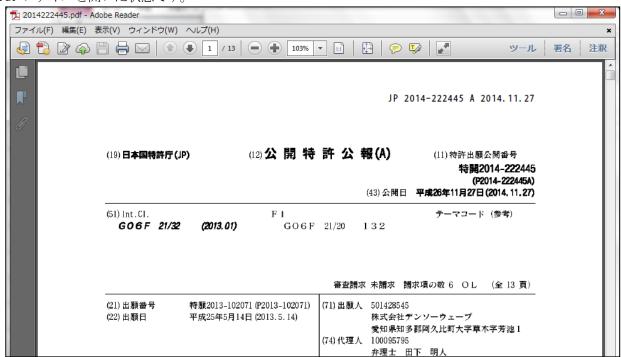
・ダウンロードが完了すると以下のメッセージが表示されます。 「はい」を押すと、フォルダを開いて確認することができます。



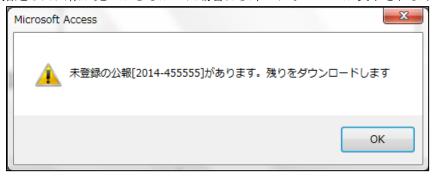
・フォルダを開いた状態です。ここから PDF ファイルを開いて確認することができます。 公報は「C: ¥kmpSQL¥kmpKOHODL」フォルダにダウンロードされます。 ダウンロード用フォルダは自動で作成されますので、手動で作成する必要はありません。 ダウンロードの前に、フォルダの中身は削除し、空白にします。



・PDF ファイルを開いた状態です。



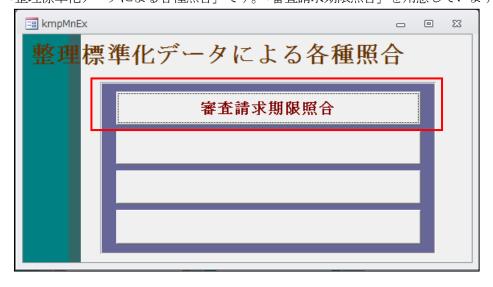
・指定した公報が見つからなかった場合は以下のメッセージが表示されます。



- 3. 整理標準化データによる審査請求期限検索補助システム
- ・新たに「拡張検索」ボタンを追加しました。「整理標準化データによる各種照合」メニューを開きます。



・「整理標準化データによる各種照合」です。「審査請求期限照合」を用意しています。

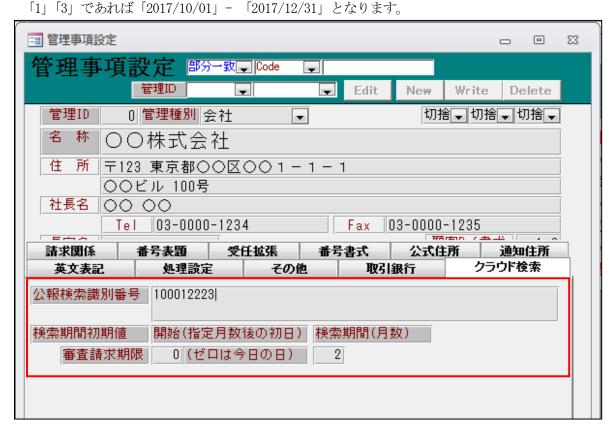


- ・「審査請求期限検索補助システム」は、代理人の識別番号で整理標準化データのデータベースを検索し、 ヒットしたものと、事務所で管理しているデータの審査請求期限を照合して審査請求期限管理を補助する 機能です。整理標準化データには「審査請求期限」という欄はありません。弊社で出願日及び遡及日を元 に計算して独自に設定している欄です。
- ・整理標準化データも完全を保証している事をいたっているものではありません。あくまでも本来の審査請求 期限管理を主として、それと突き合わせを行い補うものとして利用する事を想定しているものです。
- ・審査請求期限照合を押すと以下の画面が表示されます。



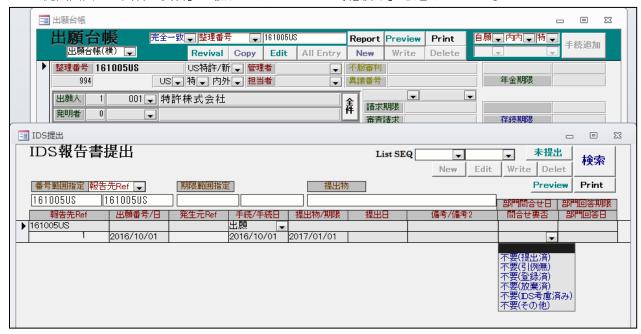
- ・審査請求期限:管理種別の初期値の設定に基づいて初期設定されます。
- ・審査請求不要案件は除く:「True」でKEMPOSで審査請求不要と設定しているものは照合から除外します。
- ・識別番号:代理人の識別番号です。管理事項で予め設定してあるものが読み込まれます。 複数の場合は、カンマで区切って入力します。
- ・データ読込・照合:「KEMPOS データ」「整理標準化データ」を同一の条件で検索し、結果を照合します。 「KEMPOS データ」「整理標準化データ」「照合結果データ」にそれぞれの結果を表示します。
- ・結果 EXCEL 出力: 照合結果をエクセルへ出力します。

- ・検索条件の初期設定のために、管理種別に「クラウド検索」タブを追加しました。管理事項設定に新たに「クラウド検索」タブを追加し、以下の3項目を追加しました。
- ○「公報検索識別番号」欄を追加しました。ここに予めセットする代理人識別番号 を入力しておきます。複数の場合はカンマ「,」で区切って入力します。
 - ○「審査請求期限期間初日」:審査請求期限照合の期間の初日の初期値の設定です。 ゼロの場合はシステム日付が期間の初日となります。月で指定します。
 - ○「審査請求期限検索期間」:検索期間です。月で指定します。
 - 〇ここで「0」「2」と指定して、システム日付が2017年9月15日であった場合以下のように初期設定されます。期間初日:2017/09/15 期間終日:2017/11/30。

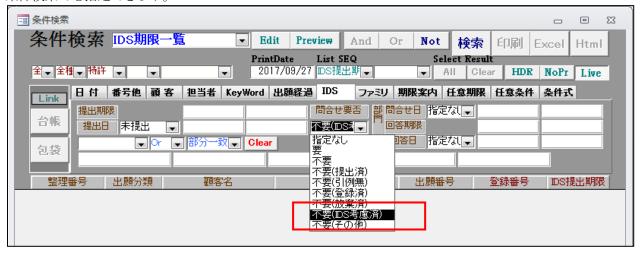


(2) 外国出願関係

4. IDS 提出画面の「問合せ要否」の値リストに「5: IDS 考慮済み」を追加しました。



・条件検索でも指定できます。



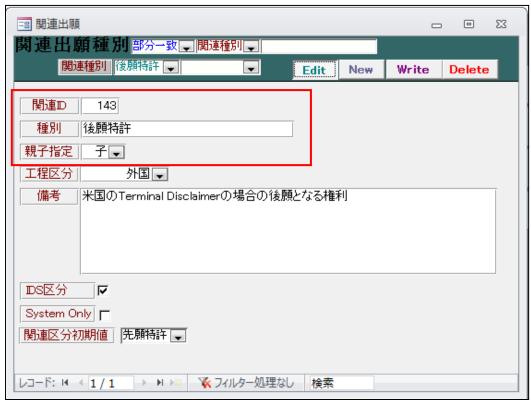
- 5. IDS 提出画面の並び順を「報告回数」順に変更しました。
- ・修正前の並び順です (データの作成順)。



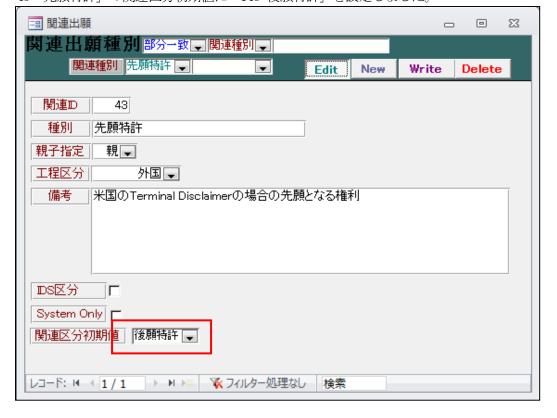
・修正後の並び順です(連番順)。



- 6. US 特許のターミナルディスクレーマー用に関連区分「後願特許」を追加しました。
- ・関連区分に「143:後願特許(米国の Terminal Disclaimer の場合の後願となる権利)」を追加しました。 「43: 先願特許(米国の Terminal Disclaimer の場合の先願となる権利)」と対になるものです。



・「43: 先願特許」の関連区分初期値に「143:後願特許」を設定しました。



・ターミナルディスクレーマーを提出した後願の関連出願に先願特許「170826US」を入力します。 関連先の関連区分は「後願特許」が初期値としてセットされます。



・先願「170826US」の関連出願です。 「後願特許」として「170826US-2」が追加されています。



- 7. US 特許の審判請求手続を審判協議以降についても整備しました。
- 1. US 特許の審判請求の流れ

1-1. 審査官の答弁

審判理由補充書提出後、審査官は審判に係る案件を検討し、①新たな拒絶をするために審査手続を再開(reopen)する、②特許を許可する、③審判を維持する、の何れかを選択します。審判を維持する場合には、審判協議 (appeal conference)が開かれます。この審判協議の結果、拒絶を維持すべきとの結論に達した場合には、拒絶の正当性を主張する審査官の答弁 (examiner's answer)が作成されます。この答弁は、新たな拒絶を含むことが可能です。

1-2. 弁駁書

審査官の答弁が新たな拒絶を含む場合には、審判請求人は審査官の答弁から2か月以内に①意見書を提出して審査手続の再開を要求する、②弁駁書を提出して審判の維持を要求する、のどちらかを選択しなければなりません。何れの対応もしない場合には、新たな拒絶に係るクレームについて審判が棄却されたものとなります。

審査官の答弁が新たな拒絶を含まない場合であっても、審判請求人は、審査官の答弁から2ヶ月以内に、弁駁書を提出して審査官の主張に反論することができます。

1-3. 審理移行費

審判請求人は審査官の答弁から2か月以内に審理移行費を納付しなければなりません。期間内に審理移行費を納付しなかった場合には、審判は棄却されます。

1-4. 審理手続

審理移行費が納付されると、審判官合議体による審理手続が開始します。審判請求人は、審査官の答弁から 2 ヶ月以内に口頭審理を要求することができます。口頭審理を要求するためには所定の料金を納付しなければなりません。期間内に口頭審理が要求されなかった場合には、口頭審理を経ることなく手続が進められます。

審判官合議体は、審査への差戻し(remanded)をすることができます。審査への差戻しに対して、審査官は代替答弁(substitute examiner's answer)を提出することができます。その場合、審判請求人は審査官の代替答弁から2か月以内に①意見書を提出して審査手続の再開を要求する、②弁駁書を提出して審判の維持を要求する、のいずれかを選択しなければなりません。何れの対応もしない場合には、新たな拒絶に係るクレームについて審判が棄却されたものとなります。

1-5. 審決 (decision on appeal)

審判官合議体は、審決として、審査官の判断を支持(affirm)もしくは破棄(reverse)します。差し戻しを含む審決も可能ですが、その場合には最終的な審決にはなりません。

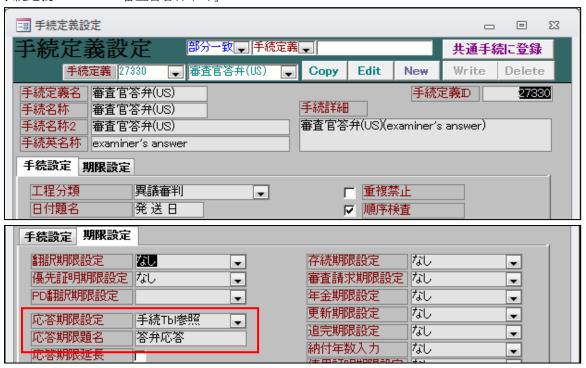
一部支持、一部破棄の審決をすることもできます。この場合、拒絶クレームが存在していても、許可クレーム のみで特許が発行されます。

新たな拒絶を含む審決も可能ですが、その場合には最終的な審決にはなりません。この新たな拒絶に対して、審判請求人は審決から2か月以内に①補正または新たな証拠を提出して審査官に再考(reconsider)させるか、②審判官合議体に再審理を要求しなければなりません。何れの対応もしない場合には、新たな拒絶に係るクレームに関する手続は終了します。

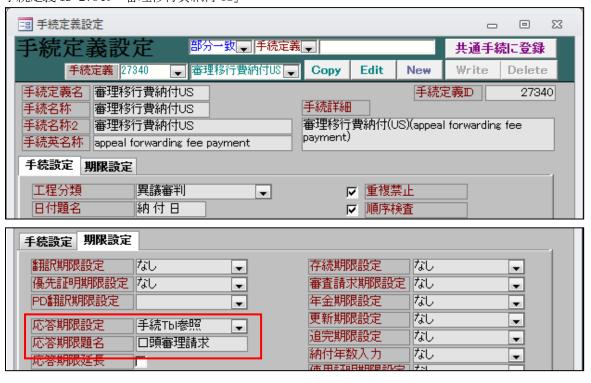
1-6. 不服申立て (judicial review)

最終的な審決に不服のある審判請求人は、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) またはヴァージニア州東部連邦地方裁判所に訴訟を提起することができます。

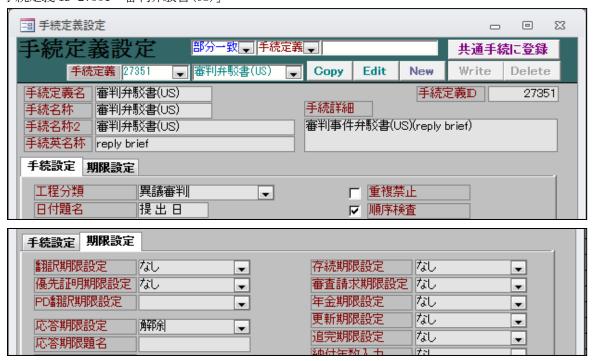
- 2. KEMPOS での管理方法
- 2-1. 手続設定と期限設定
- 2-1-1. 今回新たに追加した手続
- ・手続定義 ID:27330「審査官答弁(US)」



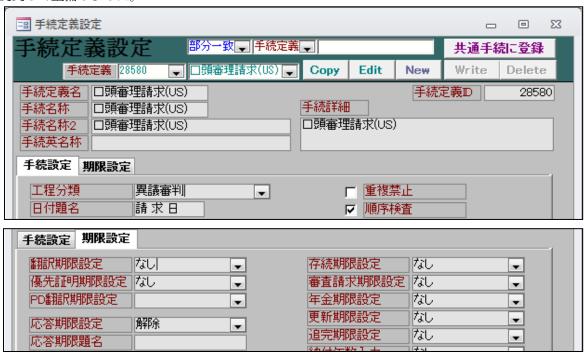
・手続定義 ID:27340「審理移行費納付 US」



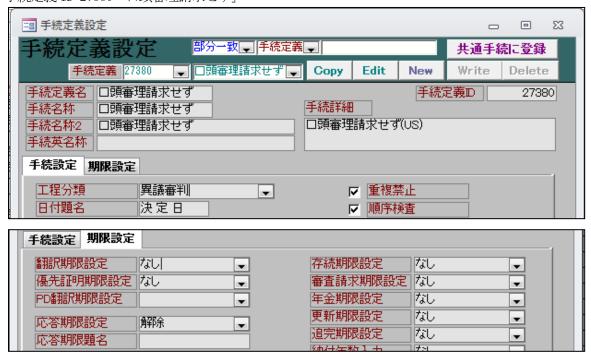
・手続定義 ID:27351「審判弁駁書(US)」



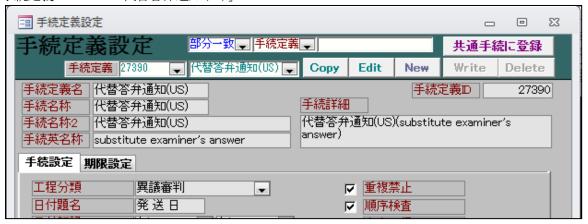
・手続定義 ID:28580「ロ頭審理請求(US)」 ※こちらはもともと異議審判手続の一つとして用意していた「ロ頭尋問請求(審判)」の手続定義名等を 変更して整備しました。



・手続定義 ID:27380「口頭審理請求せず」

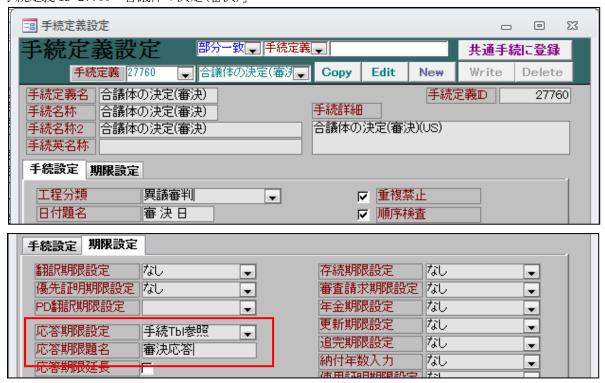


・手続定義 ID:27390「代替答弁通知(US)」

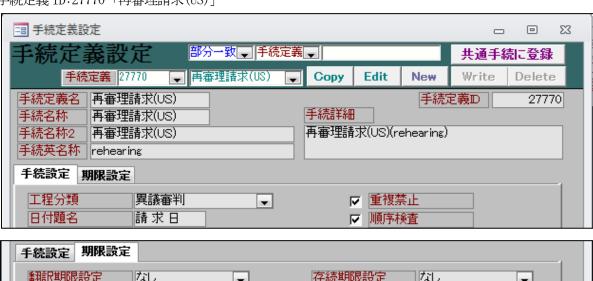




手続定義 ID:27760「合議体の決定(審決)」



・手続定義 ID:27770「再審理請求(US)」



2-1-2. 各国手続設定での設定

・2-1-1. で作成した手続を設定します。また、意見書、補正書、登録審決、拒絶審決、出訴についても 各国手続設定に手続がない場合は追加します。



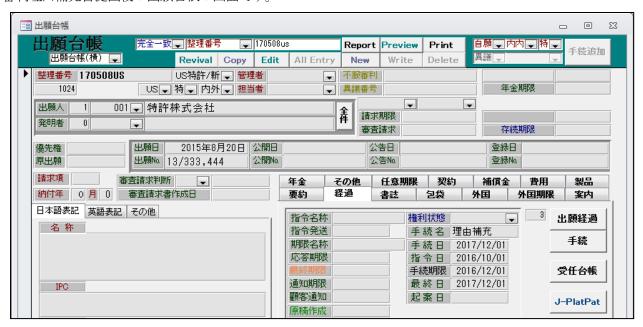
2-1-3. 応答期間の設定

・2-1-1. で作成した手続で応答期限が発生するものについて下図のように期限を設定します。 「審理移行費納付 US」の起算日として新たに「米国審査官答弁」を設けました。 こちらの応答期限については内部的に期限計算を行っているため、国内外国ともに「0」で設定します。 登録審決、拒絶審決の応答期限については正しい期限が不明のため、 ここでは便宜的に起算日を「手続日」、期限を「-2」で設定してあります。



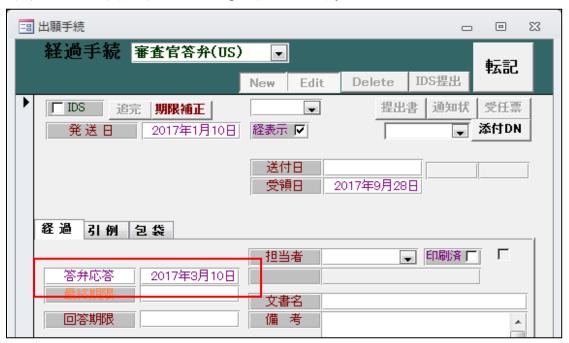
2-2. 入力手順について

・審判理由補充書提出後の出願台帳の画面です。

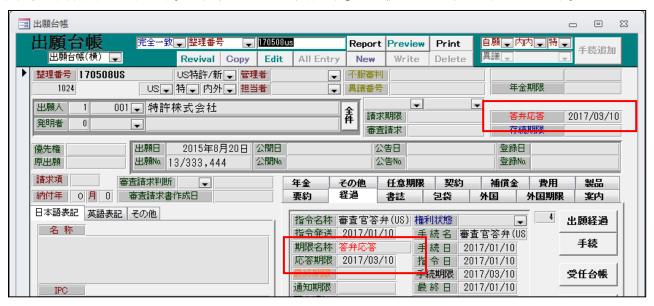


2-2-1. 手続定義 ID:27330「審査官答弁(US)」の入力

・審判協議を経て、審査官からの答弁が来た場合に入力する手続です。 応答期限として「答弁応答:2017/03/10」が設定されます。



・転記後の出願台帳の画面です。応答期限として「答弁応答」が手続日から2ヶ月で設定されます。



[1] 意見書を提出する場合

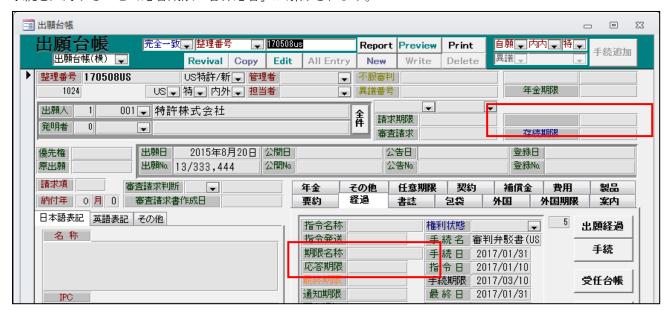
審査官からの答弁に対して意見書を提出する場合は「意見書」を入力します。

[2]弁駁書を提出する場合

審査官からの答弁に対して弁駁書を提出する場合は、手続定義 ID: 27351「審判弁駁書(US)」 を入力します。



・意見書または弁駁書の手続転記後の出願台帳の画面です。 手続を入力することで応答期限「答弁応答」が解除されます。

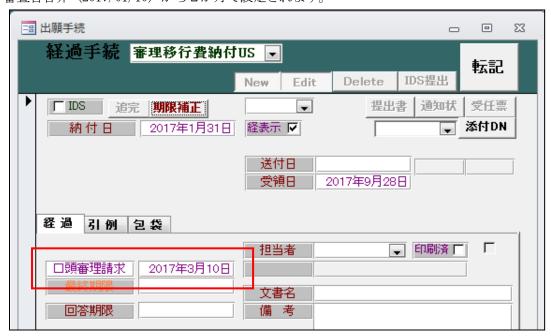


[3] 意見書、弁駁書を提出しない場合

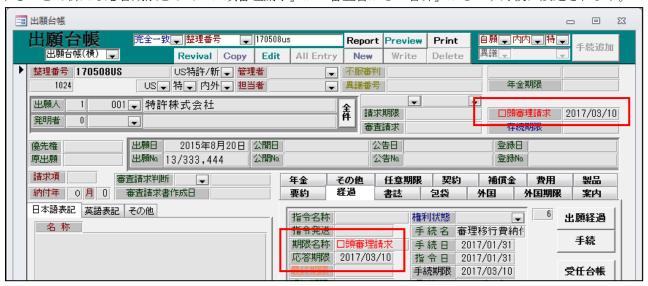
出願台帳において応答期限として「答弁応答」が残っている状態ですが、 次の「審理移行費納付US」の手続に進みます。

2-2-2. 手続定義 ID:27340「審理移行費納付 US」の入力

・審理移行費納付の際に入力する手続です。 審査官答弁(2017/01/10)から2か月で設定されます。



・転記後の出願台帳の画面です。意見書、弁駁書を提出せず期限が残っている場合でも、この手続を入力 することで新たな応答期限として「口頭審理請求」が「審査官からの答弁」から2ヶ月後に設定されます。

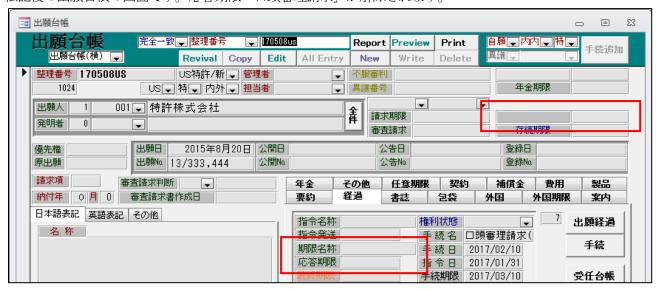


[1] 口頭審理請求をする場合

口頭審理請求をする場合は、手続定義 ID:27370「口頭審理請求(US)」を入力します。



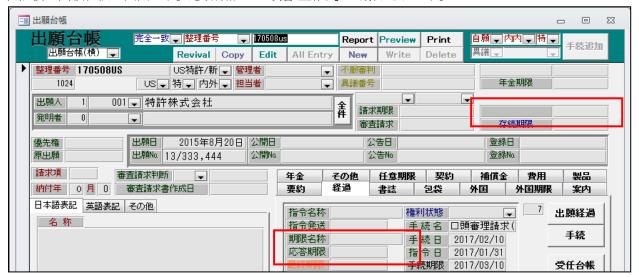
・転記後の出願台帳の画面です。応答期限「口頭審理請求」が解除されます。



- [2] 口頭審理請求をしない場合
 - 口頭審理請求をしない場合は、手続定義 ID:27380「口頭審理請求せず」を入力します。

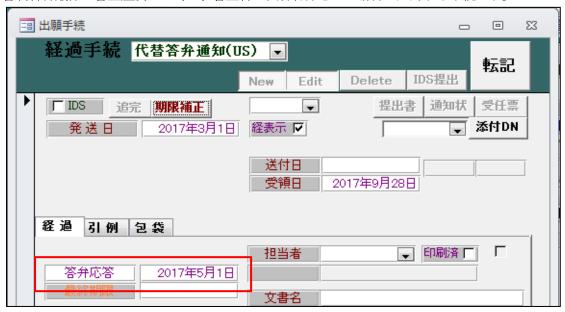


・転記後の出願台帳の画面です。応答期限「口頭審理請求」が解除されます。

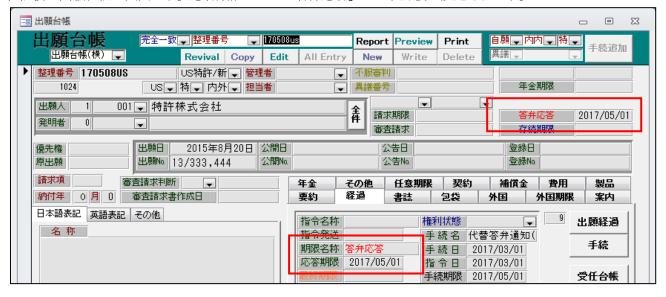


2-2-3. 手続定義 ID:27390「代替答弁通知(US)」の入力

・審判官合議体の審査差戻しに対し、審査官が代替答弁をした場合に入力する手続です。



・転記後の出願台帳の画面です。応答期限として「答弁応答」が2ヶ月後に設定されます。



[1] 意見書を提出する場合

代替答弁に対して意見書を提出する場合は「意見書」を入力します。

[2]弁駁書を提出する場合

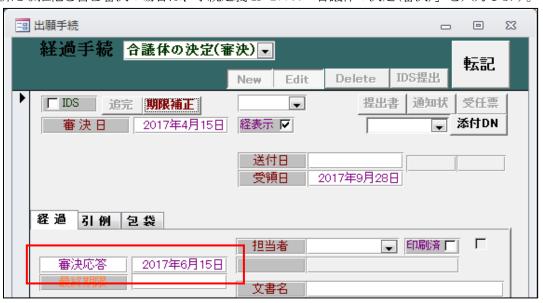
代替答弁に対して弁駁書を提出する場合は「審判弁駁書(US)」を入力します。 こちらは 51 ページ 2-2-1. [2] の手続と同様なので省略します。

・意見書または弁駁書の手続の転記後、応答期限「答弁応答」が解除されます。

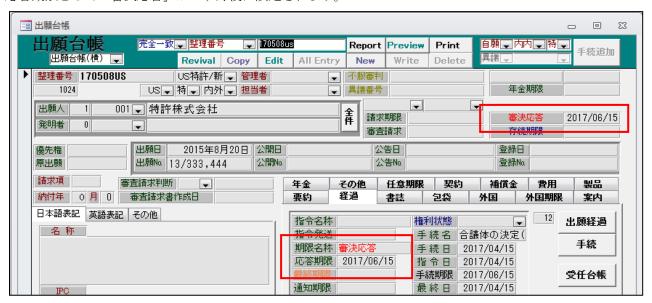
2-2-4. 審決の入力

[1]新たな拒絶を含む審決の場合

新たな拒絶を含む審決の場合は、手続定義 ID:27760「合議体の決定(審決)」を入力します。



・転記後の出願台帳の画面です。 応答期限として「審決応答」が2ヶ月後に設定されます。



[1-1] 再審理請求をする場合

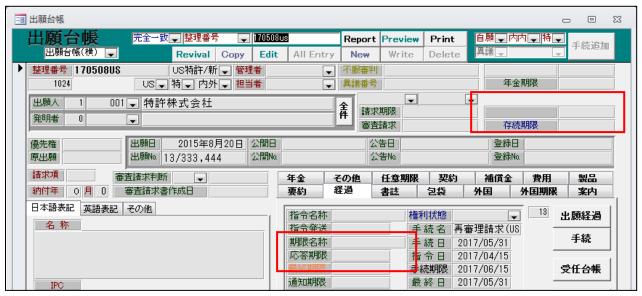
新たな拒絶を含む審決に対し再審理を要求する場合は、手続定義 ID:27770「再審理請求(US)」を入力します。



[1-2]補正書を提出する場合

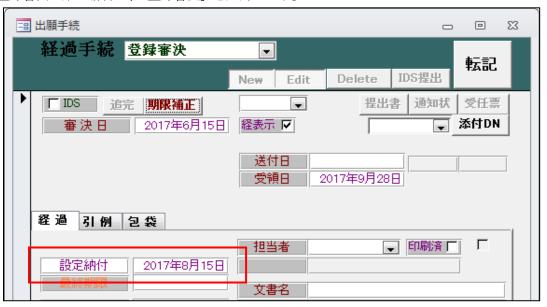
補正または新たな証拠を提出して審査官に再考させる場合は「補正書」を入力します。

・再審理請求または補正書の手続転記後の出願台帳の画面です。応答期限「審決応答」が解除されます。

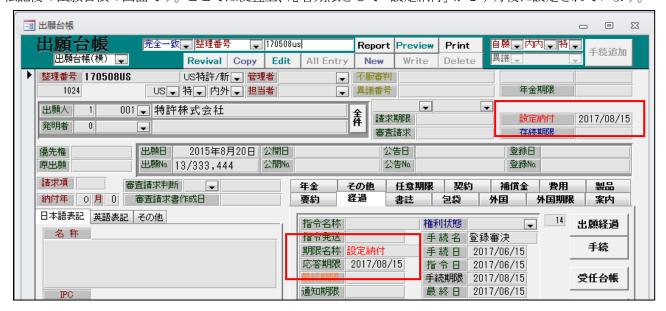


[2]登録審決の場合

登録審決が来た場合は、「登録審決」を入力します。



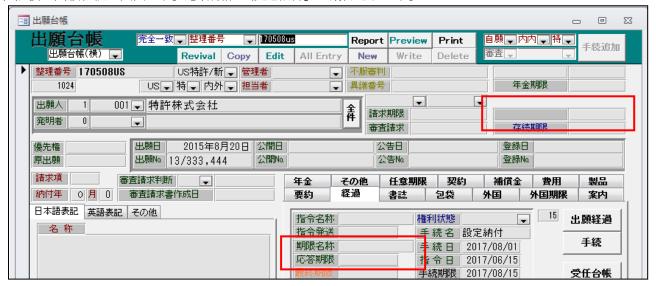
・転記後の出願台帳の画面です。ここでは便宜上、応答期限として「設定納付」が2ヶ月後に設定されています。



・「設定納付」を入力します。



・転記後の出願台帳の画面です。応答期限「設定納付」が解除されます。

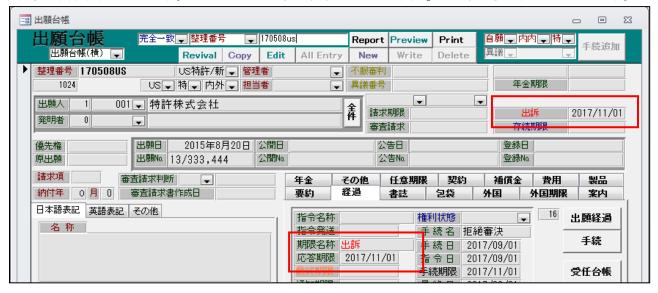


[3]拒絶審決の場合

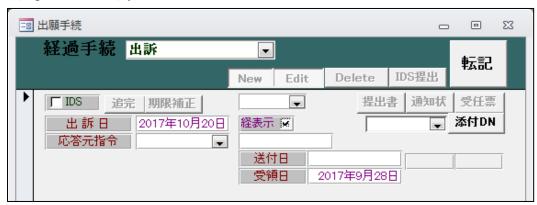
拒絶審決が来た場合は、「拒絶審決」を入力します。



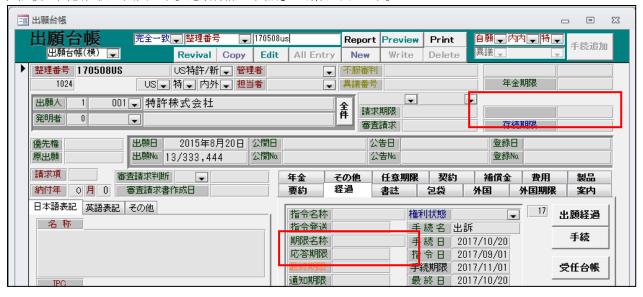
・転記後の出願台帳の画面です。ここでは便宜上、応答期限として「出訴」が2ヶ月後に設定されています。



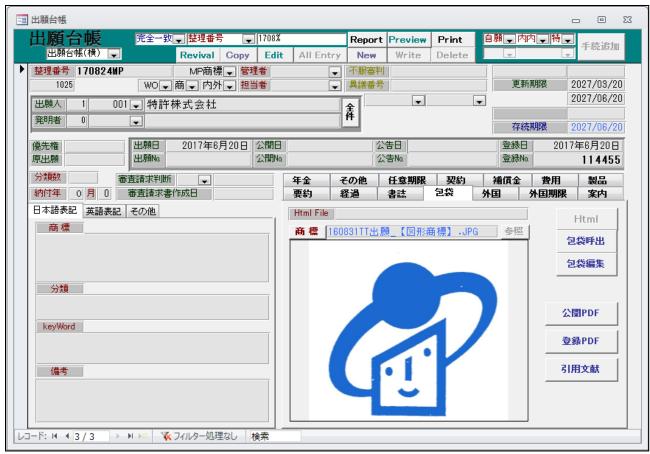
・「出訴」を入力します。



・転記後の出願台帳の画面です。応答期限「出訴」が解除されます。



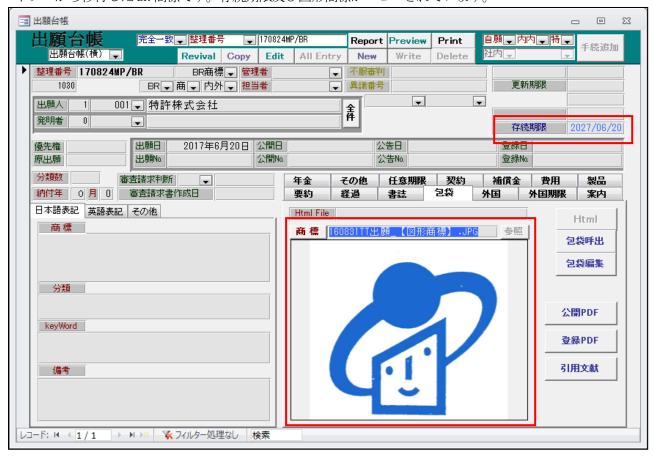
- 8. マドプロ分割の手続で親の存続期限及び図形情報もコピーするようにしました。
- ・マドプロ出願商標です。



・指定国として「US」「CN」「KR」があります。



・マドプロから移行した BR 商標です。存続期限及び図形商標がコピーされています。



- 9. タイ特許に「他国審査結果受領」の手続を追加しました(期限は90日)。
- ・現在、審査官からの指令があった場合の手続は設けてあります。
- ・今回、審査官からの指令でなく、対応外国出願に変更があった際に自主的に行う場合の手続を追加しました。
- ・応答は「対応外国出願情報提出」を入力することで行います(審査官からの指令への応答として登録済み)。
- ・「14260:他国審査結果受領」を追加しました。応答期限を設定します。

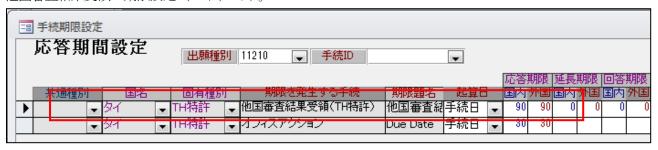


手続設定 期限設定				,
翻訳期限設定	il 🔻	存続期限設定	なし	
優先証明期限設定 な	il 🔻	審査請求期限設定	なし 🕡	
PD翻訳期限設定		年金期限設定	なし 🕡	
応答期限設定	-続Tbl参照 ▼	更新期限設定	なし	
	国審査結果	追完期限設定	なし	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		納付年数入力	なし	
応答担当		使用証明期限設定	なし	
MC. D. 15 72	arE, arc	乙烯反乙壬	73	

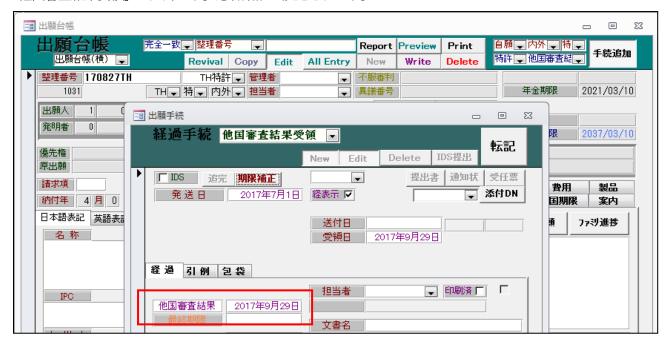
・タイ特許(TH特許)に「他国審査結果受領」を追加しました。



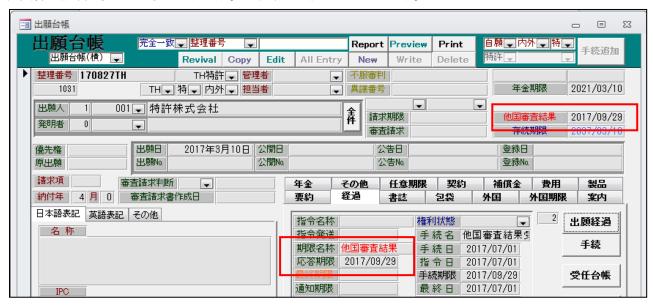
・他国審査結果受領の期限設定(90日)です。



・「他国審査結果受領」の入力です。応答期限が設定されます。



・他国審査結果受領の入力後の画面です。応答期限が設定されています。

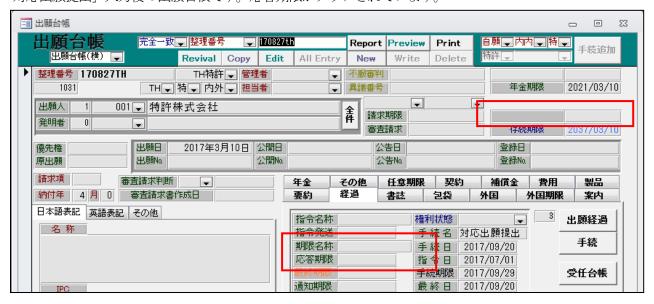


・対応出願提出の入力です。応答期限をクリアします。

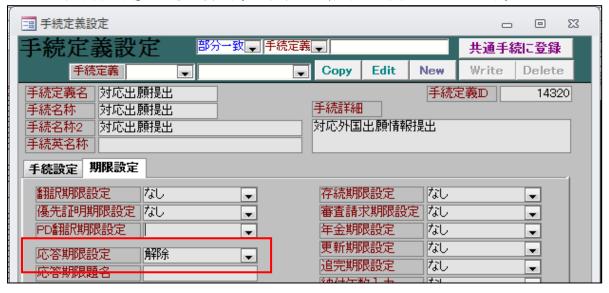




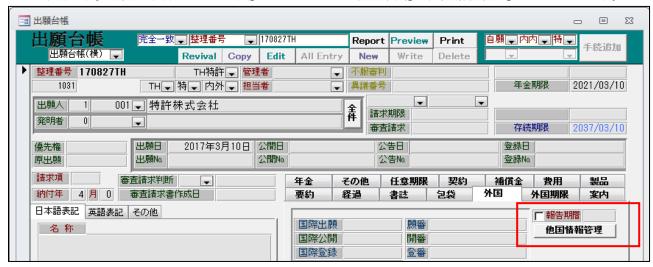
・「対応出願提出」入力後の出願台帳です。応答期限がクリアされています。



・「14320:対応出願提出」の手続定義です。応答期限を解除するよう設定されています。



- 10. US 以外で IDS の機能を使用する場合に、画面のタイトルを「他国情報提供管理」に 切り替えるようにしました。
- ・タイの場合です。米国の場合の「IDS 提出」のタイトルが「報告期間」「他国情報管理」となっています。



・米国の場合の「IDS提出管理」のタイトルが「他国情報提供管理」となっています。



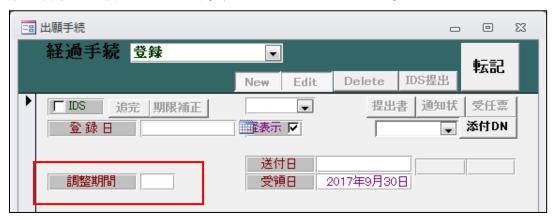
- 11. ターミナルディスクレーマーを提出した方も登録手続時に調整期間を入力できるようにしました。
- ・ターミナルディスクレーマーを提出する出願です。関連出願には先願特許が入力されています。



・登録(Terminal Disclaimer を提出している件)を入力します。



・調整期間の入力欄が表示されます。従来は表示されませんでした。

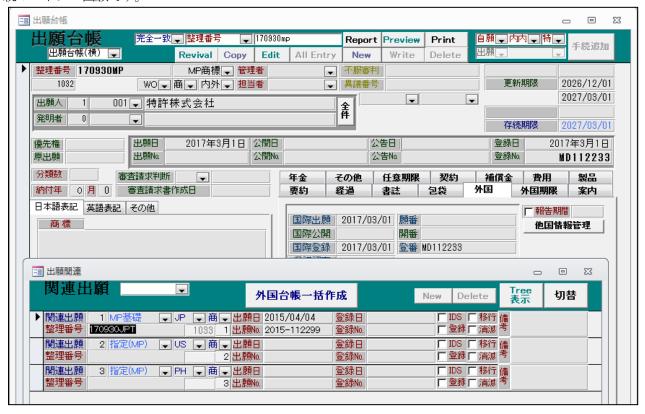


12. マドプロ経由の US、PH 商標について使用証明期限を更新できるようにしました。

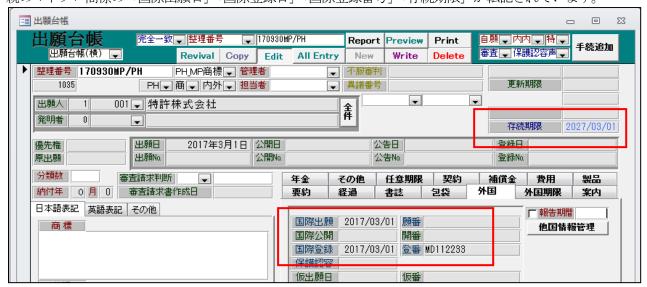
①フィリピンマドプロ商標

マドプロ経由フィリピン商標の場合、最初の登録時と2回目以降では使用証明期限の起算日が異なります。 最初の使用証明期限は「保護認容日(Statement of Grant of Protection)」から5-6年の間となります。 2回目以降は国際登録の更新前の満了日から5-6年の間となります。

親のマドプロ出願です。



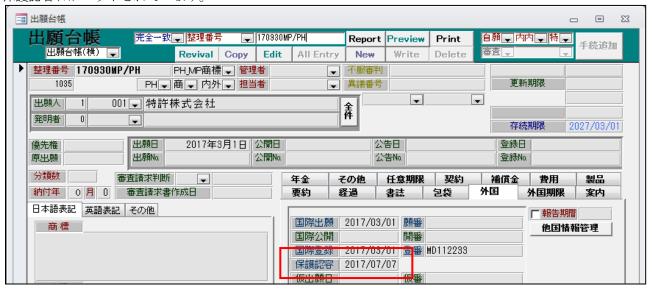
・マドプロ分割で作成したフィリピンマドプロ商標です。親のマドプロ商標の「国際出願日」「国際登録日」「国際登録番号」「存続期限」が転記されています。



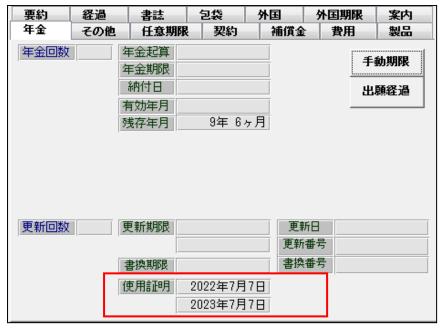
・保護認容の入力です。



・保護認容日がセットされています。



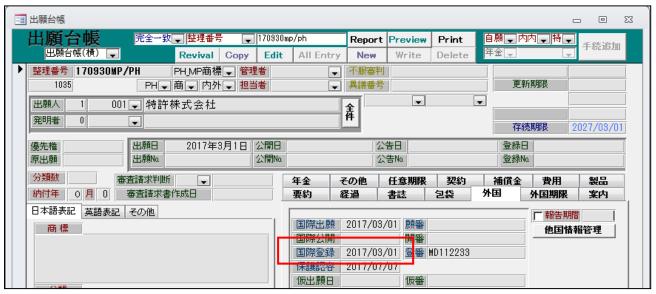
・使用証明期限が保護認容日から5-6年で設定されています。



・使用証明の入力です。



・使用証明入力後の使用証明期限です。国際登録の満了日(2027/03/01)から 5-6 年で設定されています。 初回の起算日は保護認容声明の日ですが、2回目以降は国際登録日(国際登録の更新日)となります。

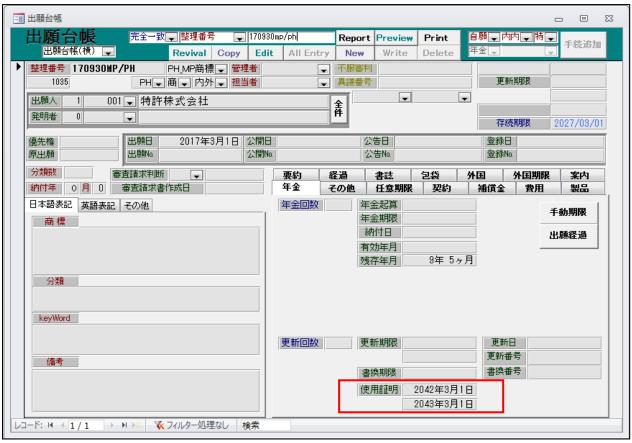




・2回目の使用証明の入力です。



・使用証明期限が10年更新されています。

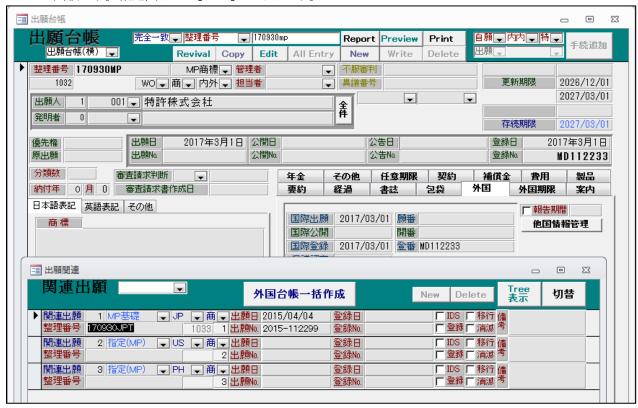


②米国マドプロ商標

米国マドプロ商標の場合、使用証明期限は「保護拡張証明書(Certificate of Extension of Protection)」から5年-6年の間となります。保護拡張証明書の日は、登録日として扱います。登録日に転記します。

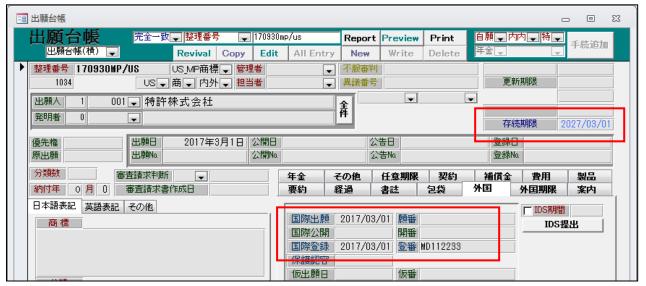
その後の存続期間の更新は、国際事務局への手続きで完了しますが、使用証明は保護拡張の日から10年 以内に米国特許商標庁へ直接提出する必要があります。

・マドプロ出願です。指定国に「US」「PH」があります。



・マドプロ分割した US 商標 (US_MP 商標) です。

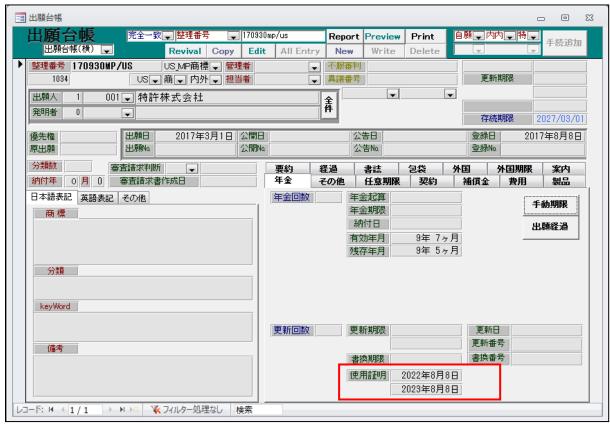
「国際出願日」「国際登録日」「国際登録番号」「存続期限」が引き継がれています。



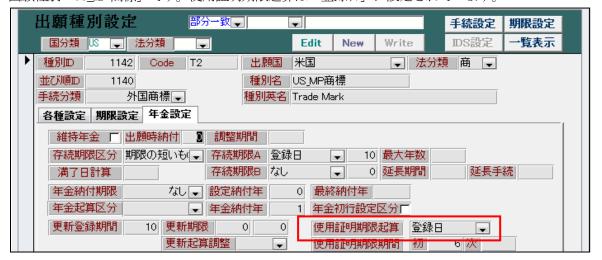
・保護拡張証明書の入力です。登録日の入力に相当します。



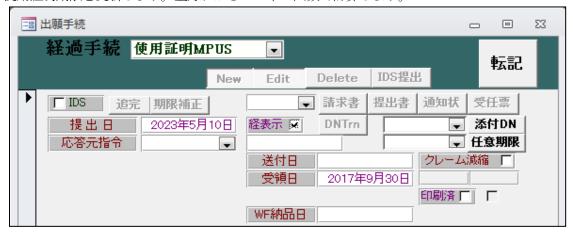
・「保護拡張証明書」入力後の出願台帳画面です。登録日から5-6年で使用証明期限が設定されています。



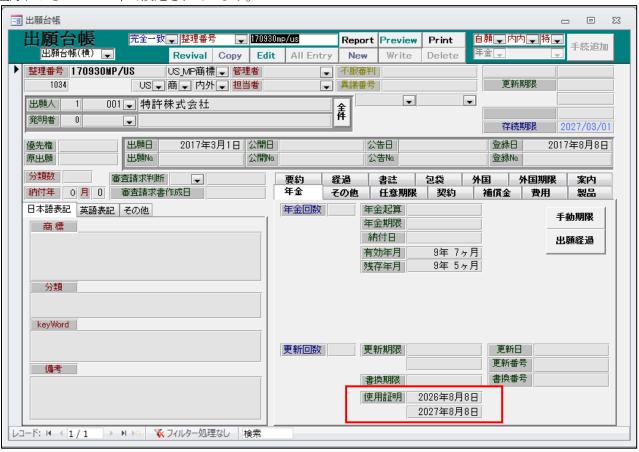
・出願種別「US_MP 商標」です。使用証明期限起算は「登録日」に設定されています。



・使用証明書の入力です。 使用証明期限を更新します。登録日から10年×回数で計算します。



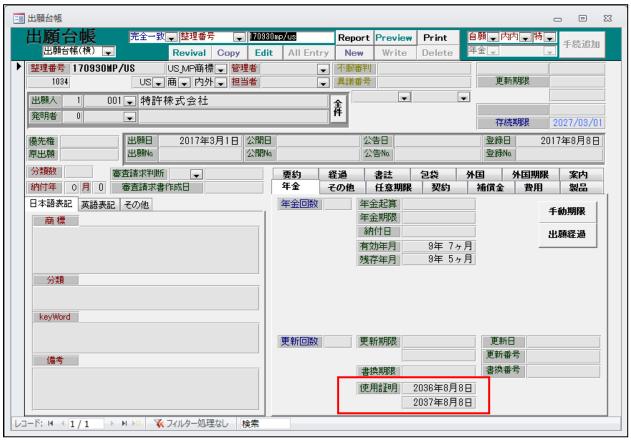
・使用証明入力後の出願台帳画面です。 登録日から9-10年で設定されています。



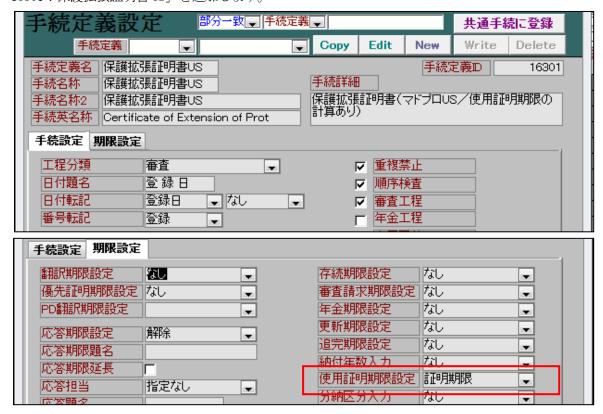
・2回目の使用証明の入力です。



・使用証明期限は10年更新されます。



・「16301:保護拡張証明書US」を追加します。



・「42603:使用証明 MPUS」を追加します。



- 13. インド特許の関連出願の情報提供期限管理を行う機能を追加しました。
- ・インド特許には、他の国で何等かのアクションがあった時に、定期的にインドに通知する必要あります。 詳細は明確でない点もありますが、インド出願から6月毎に他国の経過を表示する機能を追加しました。
- ・この制度は、インド特許法第8条に「外国出願に関する情報及び誓約書」と言う形で規定されています。第8条(1):外国出願の明細事項(出願国,出願日,出願番号,出願の状態,公開日,登録日等)を記述した陳述書(第8条(1)(a))であり、様式3(規則12(1))により提出する。また様式3には、当該明細事項を長官に随時通知する旨の誓約書((第8条(1)(b)))が含まれる。第8条(2))は、外国出願における拒絶理由通知書、拒絶査定、特許査定等のオフィスアクションの写し登録又は拒絶されたクレーム、及びこれらの英語による翻訳文である。また、国際調査報告書及び国際調査見解書の写しも提出する。
- ・インド特許の出願台帳画面です。



- ・「ファミリ進捗」ボタンで下記のメニュー画面が表示されます。
- ・関連出願進捗表示 Menu 画面です。 「標準関連進捗表示」は従来、「進捗」ボタンでダイレクトに表示していたものです。 新たに「インド対応外国経過」を追加しました。



・インド対応外国出願進捗状況の画面です。



- ・初期表示:検索期間は出願日から6か月で表示されます。
- ・先頭へ移動:検索期間を出願日から6か月に戻します。
- ・前の6か月:検索期間を6か月前へ移動します。
- ・次の6か月:検索期間を6か月後へ移動します。
- ・全件表示:検索期間を「1900/01/01」-「2999/12/31」として全件を表示します。
- ・Excel 出力:画面に表示して案件をエクセル出力します。

- 14. インド特許のアクセプタンス期限の延長機能を追加しました。
- ・手続定義に「21760:アクセプタンス期限の延長(特許庁への応答・提出)」を追加しました。 アクセプタンス期限設定の選択項目に「3:延長」を追加しました。



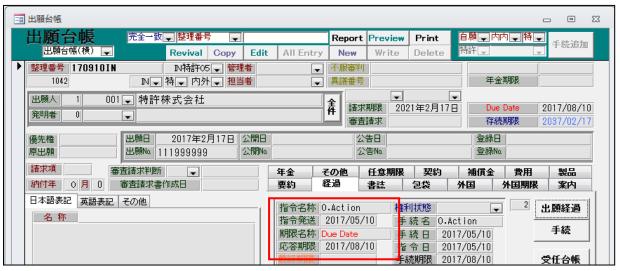
・IN 特許 05 の手続に「ACCEPTANCE 延長」を追加しました。



・IN 特許 05 の「アクセプタンス延長期間」に「-3」(3か月)をセットします。



・IN 特許 05 でオフィスアクションを入力した画面です。 3 か月で応答期限が設定されています。



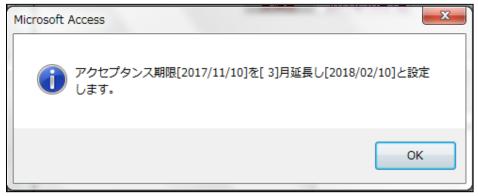
期間6か月でアクセプタンス期限が設定されています。



・アクセプタンス延長の入力です。



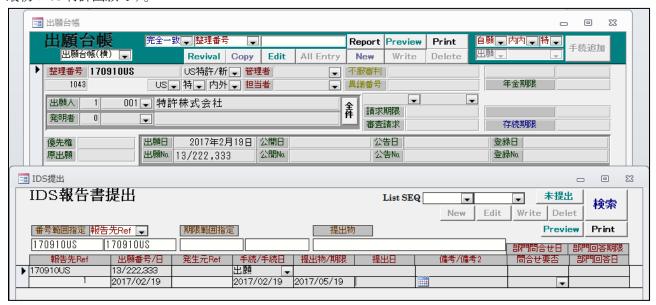
・以下のメッセージが表示されます。



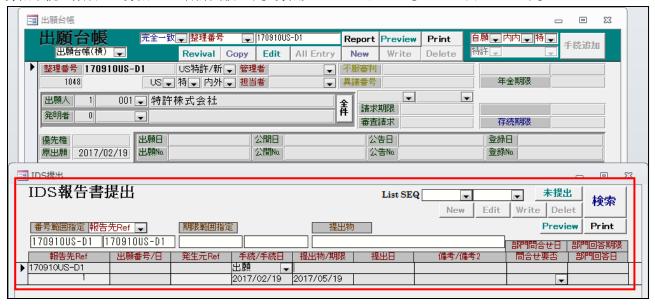
・アクセプタンス期限が3か月延長されています。



- 15. US 案件について、分割手続で他の分割出願の IDS 情報もコピーするようにしました。
- ・最初のUS特許出願です。



・分割手続で作成した分割の US 特許出願です。分割元の IDS のデータもコピーされています。



・分割先「170910US-D1」に新たに IDS を追加しました。



・最初のUS 特許出願を2回目の分割手続で作成した分割のUS 特許出願です。 分割元のIDS のデータもコピーされています。 分割元から分割出願した「170910US-D1」のIDS 情報もコピーされています。 その際、分割元から「170910US-D1」にコピーされたIDS 情報も含めてコピーしています。

